

行政文書開示請求書

平成25年10月21日

総務大臣 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

平成25年3月22日に決定した「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証」の内、佐賀県武雄市の提案、審査及び委託に関する一切の文書

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア ~~事務所に於ける開示の実施を希望する。~~

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()

<実施の希望日>

① 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
---------------------	------------------	-------

※ この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

開示決定等の期限の延長について（通知）

様

総務大臣 新藤 義孝



平成25年10月22日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、以下単に「法」という）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

平成25年3月22日に決定した「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証」の内、佐賀県武雄市の提案、審査及び委託に関する一切の文書

2 延長後の期間

59日（現時点における開示決定等の期限：平成25年11月21日（木））

3 延長の理由

開示請求に係る第三者への意見照会及び行政文書の開示・不開示の審査に時間を要するため。

* 担当課等

総務省自治行政局地域情報政策室地域情報化係
所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
TEL : 03-5253-5111（内線5525）

行政文書開示決定通知書

様

総務大臣 新藤 義孝



平成25年10月21日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

1. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証に関する提案募集について（事務連絡）
2. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証団体募集要領
3. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証に関する提案募集（総務省 web ページ）
4. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証団体の募集に係る提案書（武雄市）
5. 提案書評価委員名簿
6. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証の委託に関する団体の決定（総務省 web ページ、選定結果、提案書評価結果）
7. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証委託契約の誘引（総務省から武雄市への誘引文書、契約書（押印無し））
8. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証委託契約の承諾（武雄市から総務省への承諾書、契約書（押印有り））
9. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証委託変更契約の誘引（総務省から武雄市への誘引文書、変更契約書（押印無し））
10. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証委託変更契約の承諾（武雄市から総務省への承

諾書、変更契約書（押印有り）

- 1 1. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証履行体制届
- 1 2. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証再委託報告書
- 1 3. 知的財産権確認書

2 不開示とした部分とその理由

・ 1 2. 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証再委託報告書のうち、再委託先事業者の社印の印影及び従業員の姓：

再委託先事業者の印影は、公開することにより偽造され悪用され、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イに該当するため。また、従業員の姓は、個人情報であることから、同法第5条第1号イに該当するため。

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総務大臣に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、行政文書の種類、数量等については、下表をご覧ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1参照）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A 4判文書 205枚 (内カラー 60枚)	①閲覧	100枚までごとにつき100円	300円
	②-1 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	2,050円
	②-2 複写機により原本カラー部分をカラーで複写、原本白黒部分を白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき白黒10円、カラー20円	2,650円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	2,150円
	④スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	2,170円

※ 上表の右欄に記載した金額は、基本額であり、実際にかかる開示実施手数料ではありません。詳しくは、「行政文書の開示の実施方法等申出書」の3をご覧ください。また、同封の説明事項についても必ずお読みください。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記担当課等までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等は、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所（開示の実施の申出ができる期間とは異なりますのでご注意ください。）

期間：平成25年12月24日から平成26年3月7日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：9:30～12:00、13:00～17:00

場所：東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎第2号館2階 総務省情報公開閲覧室

※ 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当課までご連絡ください。

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料（見込み額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送料（見込み額）：通常郵便物（定形外）1kgまで580円（紙で交付する場合）

（定形外）100gまで140円（CD-R等で交付する場合）

※ 担当課等

総務省自治行政局地域情報政策室地域情報化係

所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5111（内線5525）